

原規規発第18042710号
平成30年4月27日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊志



平成29年8月22日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称
別記1のとおり

2. 不開示とした部分とその理由
別記2のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があつたことを知った日から6か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として1年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成30年5月7日（月）から6月6日（水）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
(該当する□にレ点が記載してあります。)

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

　　<実施の方法> 写しの送付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

　　<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門

電話番号：03-5114-2119

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3. (2) の情報公開窓口宛てに提出してください。



七十年九月廿日付の文書を御覧の上、
（1）本件は、前記の文書の抄本である。
（2）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（3）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（4）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（5）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（6）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（7）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（8）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。
（9）本件は、前記の文書の複数枚の中の一
枚である。

東京都
開示の実施方法等申出書

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. (2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。
なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4. 「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

行政文書開示請求書

平成 29年8月21日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

添田孝史

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
[REDACTED]

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

行政文書ファイル「平成23年度企調課提出資料」に含まれる文書すべて。原規規発第1706154号、1707312号で開示したものと除く。

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

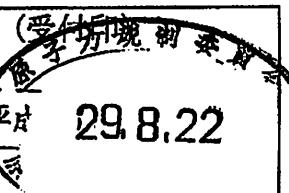
ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（_____）

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



*この欄は記入しないでください

担当課

備考

添田 孝史 様

平素より大変お世話になっております。

今回は原子力規制委員会より、2件の開示決定通知書をお送りしております。具体的には、平成29年8月22日付開示請求（平成23年度企調課提出資料に含まれる文書全て）についての開示決定通知書（原規規発第18042710号（①））に加え、平成29年2月13日付開示請求（クロスチェックに関連する文書全て）について、平成29年7月13日開示決定（原規技発第1707136号）に追加して行う開示決定の通知書（原規規発第18042712号（②））でございます。

②は、①で開示決定を行うに際して、新たに対象に該当する文書が発見されたことから、今回、追加開示決定をするのですが、②で開示いたします行政文書は全て①に含まれておりますので、①の実施申出書のみ御提出頂ければと存じます。

この度、昨年の7月の開示決定の対象となる行政文書を追加で開示決定することとなつたことにつきまして、おわび申し上げます。

御不明点等ございましたら、お手数ではございますが、下記連絡先まで御連絡頂きますようお願い申し上げます。

＜連絡先＞

原子力規制庁法規部門 小川 松岡

《住所》

〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

《電話》

03-5114-2101（直通）

不開示とした部分とその理由
(原規規発第 18042710 号)
正誤表

誤	正
<p>171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p> <p>(追加)</p>	<p>171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p> <p><u>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</u></p>
<p>383. 内部溢水勉強会 議事録（案）</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>	<p>383. 内部溢水勉強会 議事録（案）</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の<u>氏名</u>については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>
<p>391. 國際會議等海外出張報告書</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する</p>	<p>391. 國際會議等海外出張報告書</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の<u>氏名</u>については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別するがで</p>

<p>ことができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>	<p>きるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>
<p>449. 「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録（案）</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。</p>	<p>449. 「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録（案）</p> <p><u>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</u></p>
<p>450. 国会事故調からの発注</p> <p>左記の行政文書中、行政機関の内線番号については、公にすることにより、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。</p>	<p>450. 国会事故調からの発注</p> <p><u>(削除)</u></p>

原規規発第18042712号
平成30年4月27日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊志



平成29年2月13日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

別記1のとおり

2. 不開示とした部分とその理由

別記2のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があつたことを知った日から6か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として1年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

（2）情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成30年5月7日（月）から6月6日（水）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数>「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日

<郵送料（見込額）>



※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
(該当する□にレ点が記載してあります。)

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法> 写しの送付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門

電話番号：03-5114-2119

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3. (2) の情報公開窓口宛てに提出してください。



（この段落は複数の文書から抜粋されたもので、本文と接続する部分が少ないので、本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

（本文の内容と直接関係ない場合は省略）

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. (2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4. 「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

行政文書開示請求書

平成 29 年 2 月 10 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

添田孝史

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

〒654-0071 神戸市須磨区離宮西町 2-2-1-308

TEL 090(5159) 7331

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が 2006 年に改訂されたことにもない、電力会社が提出した津波についてのバックチェックを検討する目的で、JNES がクロスチェック作業のため作成した文書、それに関連する文書すべて。
具体的には、原規技発第 1701195 号で開示された「IAEA 外部溢水ワークショップにおける成果の公表について」の P.8 「Status of Tsunami Evaluation Research in JNES」 のアブストラクト 9 行目 「Outcomes of the research are used for cross-checking of now on-going back-checking analysis of NPPs in Japan to the Revised Seismic Reviewing Guide」と記述されている cross-checking に関わる文書（別紙をつけました）

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（_____）

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1 件 300 円)	 てください。	(受付印) 
------------------------	---	--

※この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

2.13

Status of Tsunami Evaluation Research in JNES

By Dr. Katsumi Ebisawa*, Mr. Yuichi Uchiyama*, Mr. Hideaki Tsutsumi*,
Mr. Hideharu Sugino*, Ms. Yoko Iwabuchi*

*: Seismic Safety Division, JNES, Japan

252字

(Abstract)

Tsunami is one of the major natural hazards to be considered as well as earthquakes in Japan because all nuclear power plants are located along the coast line.

Fundamental methodology of tsunami wave propagation analysis was established by JSCE, 2002. Requirement for tsunami safety evaluation was clearly stated in the Seismic Reviewing Guide revised in 2006, although tsunami review was done since before as a part of evaluation against natural hazards, more precise evaluation is required in the revised seismic guide. Under these circumstances, JNES has been making effort to improve tsunami evaluation methodology in cooperation with universities from early time. Outcomes of the research are used for the cross-checking of now on-going back-checking analysis of NPPs in Japan to the Revised Seismic Reviewing Guide.

In this paper, outline of JNES research and development activities to improve tsunami analysis methodologies is described, such as run-up evaluation on the coast and river by introducing non-linear dispersion wave theory, sediment sand movement evaluation by reflecting large tractive flow experiment, estimation of floating object movement by reflecting hydrological experiment, development of tsunami trace database system, and development of tsunami PSA methodology.

Status of tsunami evaluation in the back-checking evaluation and the role of JNES in it are also explained.

JNES is contributing to the IAEA Tsunami Extra Budgetary Program in the dissemination of tsunami wave propagation analysis technology and disaster mitigation system providing computer programs. Outline of JNES's role in this program is also described. Details of this contribution will be described in other presentations.

(Key word)

Tsunami evaluation, Research, Nuclear power, Siting evaluation, Wave propagation

開示する行政文書の名称

1	事故調関連 政評課等への対応状況
2	事業者による耐震補強工事の状況
3	(表紙)政評課 久米政策企画委員、善明様
4	(表紙)政評課 久米政策企画委員、善明様
5	福島第一・第二原子力発電所の津波評価について
6	津波評価に関する経緯(「869年貞観の地震」等)
7	(別紙1)太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査(太平洋津波調査)に係る津波高の検討について
8	(別紙2)「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改正に伴う耐震安全性評価に関する原子力事業者からの報告等について
9	(別紙3)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録
10	(別紙4)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録
11	(別紙5)耐震設計指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機 福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
12	(別紙6)1F3バックチェック(貞観の地震)
13	(別紙7)東北地方太平洋沿岸域における完新世津波堆積物
14	(別紙8)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 構造WG(第51回)議事録
15	(別紙9)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について
16	(別紙10)平安の人々が見た巨大津波を再現する—西暦869年貞観津波—
17	(別紙11)宮城県石巻・仙台平野及び福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション
18	(別紙12)文部科学省 日本海溝長期評価情報交換会
19	お世話になっております(資料送付のお願い)
20	お世話になります(資料用途の確認)
21	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
22	原子力発電所の耐震安全審査指針に係る経緯
23	【事故調査委員会】資料のご相談
24	<依頼した資料>
25	(政評室)お願いした資料
26	(資料1)これまでの原子力規制関連法制の主な見直し
27	(資料2)原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)

28	(資料3)東京電力株式会社の福島原子力発電所の原子炉の設置について
29	(資料4)東京電力株式会社福島第一発電所福島第二発電所津波の検討－土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に関する検討－
30	(資料5)平成14年土木学会の「津波評価技術」が作成された経緯
31	(資料7)耐震設計審査指針改訂に当たって原子力安全委員会から表明していただきたい事項
32	保安規定変更の背景、内容等
33	原子力発電所の耐震設計審査に係る沿革
34	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について
35	PART50-LICENSING OF PRODUCTION AND UTILIZATION FACILITIES
36	原子力委員会月報6号
37	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について
38	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について
39	平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会
40	指針策定前の原子力発電所の耐震安全性
41	国際放射線防護委員会Publication60(1990年勧告)の原子力安全委員会安全審査指針類への取入れに係る検討結果について
42	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等」原子力施設の耐震安全性に関する資料集
43	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価等の実施について
44	提出していただきたい資料
45	事故調 提出資料(貞観地震関連)について
46	【発注(至急)】【機2】事故調 資料提出依頼(6/15)
47	事故調・検証委員会事務局からの提出依頼資料
48	耐震設計審査指針の改訂の概要【資料②-1】
49	平成18年9月バックチェック要請文書【資料②-2-(1)】
50	平成18年10月に提出された実施計画【資料②-2-(2)a】
51	平成18年10月に提出された実施計画(見直し版)【資料②-2-(2)b】
52	バックチェック評価書【資料②-2-(3)] 福島第一(3, 5号機)、福島第二(4号機)、女川(1号機)、柏崎刈羽(1, 5, 6, 7号機)、東海第二
53	妥当性確認の結果に関する資料 事業者からの報告【②-2-(4)] 福島第一、福島第二、女川、柏崎刈羽1、5, 6, 7号機、東海第二、浜岡3, 4, 5号機
54	「原子力発電所の津波評価技術(2002年)」(土木学会)関連資料 【資料②-3】 事業者による検討資料 福島第一、第二、女川、柏崎刈羽、東海第二、浜岡
55	第32回合同ワーキンググループ(2009年6月24日) 議事録 【③-1】
56	津波評価に関する経緯(869年貞観地震等) 【資料③-2】

57	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 議事録【資料④-1-(1)】
58	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 配付資料【資料④-1-(2)】
59	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 議事要旨【資料④-1-(3)】
60	保安院の情報収集・活用体制について(地震・津波関係)
61	福島第一原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告(改訂2)
62	福島第一原子力発電所原子炉建屋の男性設計用地震動Sdによる確認結果(改訂2)
63	事故調査・検証委員会からの提依頼資料
64	RE:貞観地震津波
65	RE:ヒアリングのお願い
66	RE: 1F3津波
67	RE: お願い
68	FW:国際津波シンポジウムのご報告
69	RE:小高 確認しました。RE:国際津波シンポジウムのご報告
70	RE:津波シンポジウム ポスター抄録
71	Sediment sidtribution and inundation area by the AD 869 Jodan tsunami in Sendai Plain, Northeast Japan (poster session)
72	Re:津波堆積物調査結果ヒアの予定について
73	Re:問い合わせ:産総研セミナー(10/1)
74	【ご連絡】2010.10.27-29地震学会秋季大会 貞観津波関係について
75	椎本事務局との意見交換について
76	RE:お願い
77	福島第一・第二原子力発電所の津波評価
78	福島第一・第二原子力発電所の津波評価
79	869年貞観地震の断層モデルー常磐海岸の津波堆積物分布と浸水計算に基づくー
80	貞観津波(AD869)の既往調査研究
81	福島第一3号機のバックチェックの中間評価に際し、小林耐震室長から原子力安全委員会事務局長谷川副管理官に送付した資料
82	平成22年4月28位置資源エネルギー庁大臣レク資料及びその概要(福島第一3号機ブルサーマル関係資料)
83	資源エネルギー庁が大臣レク資料(福島第一3号機ブルサーマル関係資料)を作成した際の参考資料
84	Re:女川クロスチェック指示文書案
85	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書について

86	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
87	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書(Wordファイル)
88	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
89	【東北電力】女川クロスチェック(津波)打合せ日程について
90	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書(修正版)
91	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
92	Re:女川クロスチェックに係る解析データ貸与の依頼状
93	Re:女川発電所の津波評価に係る解析データに関する質問
94	女川津波クロスチェック中間報告の資料について(JNES)
95	女川発電所の津波に係るクロスチェック解析の中間報告資料
96	(女川発電所)土砂移動解析における陸上避上域の取り扱いについて
97	土砂移動解析における陸上避上域の取り扱いについて
98	(女川発電所)土砂移動解析について
99	女川発電所の津波に係るクロスチェック解析—土砂移動解析の計算条件
100	土砂移動解析における陸上避上域の取り扱いについて
101	女川クロス延長指示書の作業期間延長理由書(案)について
102	延長指示書(案)
103	① 女川のクロスチェック報告書について
104	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)
105	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)
106	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)要する解析データの貸与について
107	女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与について
108	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
109	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
110	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析 地盤随伴算収(津波)に対する安全性評価に係る解析について
111	事業者の耐震バックチェック報告書の分析—女川発電所(1/9~7/9)
112	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
113	② 事業者の耐震バックチェック報告書の分析
114	女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の実施計画

⑨	115 <東海第二原発関係> ・耐震関係クロスチェックの当面の予定について
⑩	116 保安院と東京電力の柏崎刈羽原発連絡会資料
	117 Re:柏崎津波推移(地震動評価用モデルによる)について
	118 追加検討 地震動評価用断層モデルによる津波評価結果
	119 取水路応答計算式について(柏崎7号機報告書抜粋)
	120 水位変動の数値シミュレーションの計算条件
	121 KK-6,7顧問会資料
	122 柏崎刈羽原子力発電所(6・7号炉の増設) 津波の検討(細分化モデル)
	123 柏崎刈羽原子力発電所(6・7号炉の増設) 津波の検討
⑪	124 津波関係のクロスチェック打合せの件(打合案内)
⑫	125 貸与データの扱いの件
	126 浜岡原子力発電所第3, 4号機耐震クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
	127 浜岡クロスチェック 貸与依頼データリスト送ります
	128 浜岡クロスチェック期間に関する打ち合わせの件(速報)
	129 【中部】津波ヒアリングについて
	130 【中部電力】次回ヒアリングについて
	131 【中部電力】ご依頼の資料について
	132 3. 津波の数値シミュレーション 敷地における最大推移上昇量の分布
	133 Re:【依頼】津波安全評価ヒアリング
	134 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
	135 浜岡発電所第3, 4号機 耐震クロスチェック解析のデータ貸与依頼項目及び質問事項
	136 Fw:浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
	137 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ受領の件
	138 【中部電力】次回ヒアリングのお願いについて
	139 中部電力ヒア(10/5)
	140 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
	141 東海・東南海・南海地震の発生特性による広域津波の変化
	142 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
	143 9 時間差をもって地震が発生した場合の津波の検討

144	【中部】合同WG資料の送付について
145	Re:【資料送付】合同WG次第案について
146	【資料送付】超巨大津波に関する文献について
147	東海から琉球地域までを震源とする超巨大地震の可能性
148	中部BCヒアの予定
149	Re:【資料送付】超巨大津波に関する文献について
150	東海から琉球にかけての超巨大地震の可能性
151	中部BCヒアリングの予定
152	【資料送付】浜岡の津波に対する総合的な対策について
153	浜岡津波クロス 追加検討結果の報告
154	浜岡3, 4号機のクロスチェック解析・津波 NISAへの回答
155	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
156	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
157	【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
158	連絡事項
159	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
160	【資料送付】基礎方程式に関する参考文献ほかについて
161	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
162	【資料送付】取水槽付近のレベル、佐竹ほか(2007)について
163	Re:確認事項
164	【ご連絡】浜岡3, 4号取水槽容量ほかについて
165	【ご連絡】高橋先生へのコメント対応について
166	取水槽応答手計算についてのデータ送付
167	合同WGの資料及び津波時の取水路応答の簡易計算について
168	【中部】次回ヒアリングについて
169	【浜岡津波クロス】気仙沼湾ベンチマーク解析について
170	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
171	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
172	Re:砂移動クロスチェック 3者打ち合わせの候補日

173	Re:浜岡ベンチマーク解析について
174	RE:浜岡クロス報告の件
175	RE:Morion式の文献の送付について
176	JNESの採用している波圧評価式
177	RE:津波波力に対する取水塔の安全性(追加資料)の送付について
178	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
179	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
180	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
181	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータの貸与期間延長の依頼
182	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
183	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いる貸与データの詳細
184	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について
185	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第2回)
186	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第3回)
187	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第4回)
188	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第5回)
189	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第6回)
190	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第7回)
191	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第8回)
192	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
193	耐震パックチェック関係 審議会スケジュール
194	出張報告書
195	耐震室の主な業務の分担
196	出勤簿
197	小林耐震室長の手帳の写し
198	名倉審査官の手帳の写し又はスケジュールソフトの出力
199	JNESによるクロスチェックの当面の予定
200	文科省地震・防災研究家(地震調査研究推進本部事務局)との第1回会合(小林メモ)
201	推本情報交換 名倉 手帳のメモ

202	「耐震安全審査に係る共通課題の検討WG」の設置のための準備会合の開催について(地震・津波、地質・地盤関係)
203	耐震関係共通課題一覧(電力、JNESの取り組み)
204	【第32回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、リンク依頼、傍聴登録、旅費手続きに係るメール】
205	評価書WG案
206	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
207	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
208	Re:評価書WG案
209	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
210	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
211	合同WG資料が送付されました(1F2F)
212	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い
213	【ご確認依頼(〆切:7月10日)第32回合同WG議事録(案)について
214	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
215	【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事録について
216	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
217	【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
218	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)ワーキンググループ会合議事概要
219	RE:【ご確認依頼(〆切:7月10日)第32回合同WG議事録(案)について
220	Re:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
221	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)ワーキンググループ会合議事概要
222	RE:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
223	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い
224	RE:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
225	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
226	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い
227	【第33回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、資料準備、事前説明に係るメール】
228	【保安院】福島評価書案
229	4)基準地震同Ssの策定
230	Re:【保安院】福島評価書案

231	RE:【保安院】福島評価書來
232	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
233	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
234	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い
235	FW:Fw:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
236	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
237	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
238	【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
239	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
240	RE:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
241	RE:【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
242	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い
243	33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
244	A-B側線深部反射法断面及び地質解析断面図
245	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
246	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
247	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
248	RE:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
249	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い
250	合同WG第32回会合(平成21年6月24日)の岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して、東京電力、各委員等とやりとりしたメール等
251	合同WG第33回(平成21年7月13日)の審議状況と踏まえた評価書の修正に関して岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して委員等とやりとりしたメール等
252	1. 平成23年8月24日の保安院記者会見における津波関係の想定問答作成に供された全ての資料
253	耐震連絡会
254	耐震バックチェック報告書の審議状況他
255	福島第一原子力発電所6号機FCS及び双葉断層現地視察時資料一式
256	出張手続きに係る資料(名倉審査官)
257	出勤簿の写し(名倉審査官)
258	出張復命書(玉木審査係)
259	経済産業省人事異動通知辞令

231	RE:【保安院】福島評価書案
232	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
233	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
234	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い
235	FW:Fw:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
236	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
237	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
238	【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
239	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
240	RE:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
241	RE:【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
242	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い
243	33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
244	A-B側線深部反射法断面及び地質解析断面図
245	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
246	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
247	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
248	RE:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
249	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い
250	合同WG第32回会合(平成21年6月24日)の岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して、東京電力、各委員等とやりとりしたメール等
251	合同WG第33回(平成21年7月13日)の審議状況と踏まえた評価書の修正に関して岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して委員等とやりとりしたメール等
252	1. 平成23年8月24日の保安院記者会見における津波関係の想定問答作成に供された全ての資料
253	耐震連絡会
254	耐震バックチェック報告書の審議状況他
255	福島第一原子力発電所6号機FCS及び双葉断層現地視察時資料一式
256	出張手続きに係る資料(名倉審査官)
257	出勤簿の写し(名倉審査官)
258	出張復命書(玉木審査係)
259	経済産業省人事異動通知辞令

260	出張手続きに係る資料(小林勝)
261	「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査(太平洋津波調査)」に係る津波高の検討について
262	「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」について
263	太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査津波数値解析結果
264	福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波に対する安全性について(太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査)
265	2011年3月7日の東電からの報告についての事実関係如何【応答要領】
266	津波評価の一覧表
267	資料提出書
268	文科省地震・防災研究家(地震調査研究推進本部事務局)との情報交換を目的とした会合の開催について、耐震安全審査室より依頼したメール。
269	第1回会合の開催に当たり、耐震安全室長が作成した、同室のスタンスについてのペーパー
270	2月22日の意見交換の後、東京電力との打ち合わせの日程調整を行ったメール
271	北海道南西沖地震津波を踏まえ、津波に対する安全性評価を実施するよう指示した文書
272	H14年当時の対応
273	津波バックチェック
274	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波の検討—土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に係わる検討—
275	耐震バックチェックの進捗状況
276	モニタリングポストの位置
277	耐震・耐津波関係の資料
278	【連絡】5日13時～@衆第二別館【国会事故調】質問・資料お願いのご連絡(意見聴取会関係)
279	【全日程セット】【国会事故調】【WG1】ヒアリング日程のご連絡
280	福島第一・福島第二原子力発電所における平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の地盤観測記録の分析について
281	耐震設計審査指針適用以前の原子力発電所に係る耐震安全性のチェック(バックチェック)結果の報告について
282	原子力発電所の耐震安全性について
283	【提出(耐震室)】【国会事故調】資料提出依頼
284	H23. 3. 2に文科省との意見交換会を実施した経緯
285	院長事故調レク資料
286	原子力発電所の溢水防護評価マニュアル(案)
287	付属書 溢水影響評価における代替評価手法について
288	国会事故調からの発注

289	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に係る安全性について（安全審査書）
290	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に係る安全性について
291	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に関する内閣総理大臣の同意について
292	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)について(答申)
293	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び7号原子炉施設の変更)について(答申)
294	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び8号原子炉施設の変更)について
295	福島第一発電所3号機における技術的3条件の確認作業完了の報告について
296	福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価結果について(主要な施設の耐震安全性評価)
297	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
298	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
299	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機の係るブルサーマル計画の概要
300	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料集合体の健全性の確認のための立ち入り検査の実施結果について
301	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機MOX燃料採用に伴う「高経年対策について」に関する審査結果について
302	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機 MOX燃料採用に伴う高経年化技術評価への影響評価に関する技術的妥当性の確認結果
303	福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価結果について(主要な施設の耐震安全性評価)
304	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機 MOX燃料採用に伴う高経年化対策等に関する審査結果について
305	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
306	福島県からの事務連絡
307	福島県技術連絡会対応について
308	東京電力株式会社「福島第一発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書」の受領について
309	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価および検査結果の報告について
310	福島第一原子力発電所3号機において 長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書
311	【お知らせ】福島第一3号機用MOX燃料の健全性・安全性確認の実施について
312	福島第一3号機用MOX燃料の健全性・安全性確認の実施について
313	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第1回)議事録
314	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第2回)議事録
315	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第3回)議事録
316	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第1回)議事次第
317	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査の検討方針(案)

318	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書
319	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第2回) 議事次第
320	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取時コメント回答(その1)
321	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認項目及び判断基準並びに各項目に対する東京電力(株)による評価結果の整理について
322	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第3回)
323	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取時コメント回答(その1)改訂版
324	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価結果について(案)
325	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機の係るブルサーマル計画の概要
326	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料集合体の健全性の確認のための立入検査の実施結果について
327	要求番号
328	外部溢水、内部溢水の対応状況、-勉強会の立上げについて-
329	内部溢水、外部溢水勉強会 第一回
330	内部溢水、外部溢水勉強会第2回議事メモ
331	想定外津波ロードマップ(各電力)
332	外部溢水検討対象サイト
333	想定外津波に対する機器影響評価の計画について(案)
334	内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事次第
335	1F-5想定外津波検討状況について
336	航空写真
337	想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価(概要)
338	想定外津波の影響評価について
339	想定外津波検討状況について
340	内部溢水問題に関する調査
341	確率論的津波ハザード解析による試計算について
342	内部溢水、外部溢水の対応状況、-勉強会について-
343	内部溢水問題に関する調査(BWR例で説明)
344	内部溢水問題に関する調査(PWR例で説明)
345	内部溢水問題に関する評価手法の概要
346	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)

347	日本における内部溢水事象の調査(Nucia,http://www.nucia.jp/等より)
348	想定外津波に対する女川2号機の機器影響評価について
349	内部溢水問題で取り扱う事象範囲
350	内部溢水、外部溢水勉強会第5回議事次第
351	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
352	8. 評価結果のまとめ
353	内部溢水問題に関する評価手法の概要(BWR)
354	内部溢水問題に関する評価手法の概要(PWR)
355	溢水に対する各国の対応
356	米国における溢水問題への取組み状況
357	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
358	内部溢水検討方法とその特徴
359	日本の原子力発電所の分類
360	内部溢水検討の今後の展開工程
361	添付図 内部溢水検討の展開工程(案)
362	指針4. 環境条件に対する設計上の考慮
363	福島第二原子力発電所 海水熱交換器建屋(Hx/B)写真
364	柏崎刈羽原子力発電所 海水熱交換器建屋(Hx/B)写真
365	平成19年1月11日(木) 10:00~ 内部溢水勉強会 JNES 8E会議室
366	日本のBWR,PWRの内部溢水問題に関する調査
367	【ステップ II】
368	内部溢水対策について
369	女川原子力発電所第2号機
370	BWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
371	PWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
372	溢水問題への取組状況 一米 国一
373	溢水に対する各国の対応
374	米国NRC 標準審査指針(SRP) : NUREG-0800
375	NRCの標準審査指針 3.4.1節「溢水防護」の各改訂版の内容(仮訳)

376	溢水勉強会議事次第
377	内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
378	表-1 内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
379	添付資料3 内部溢水の評価手順及び代表プラントにおける評価例
380	平成17年度 BWRの内部溢水問題に関する調査
381	評価の仮定
382	内部溢水勉強会 議事次第
383	内部溢水勉強会 議事録(案)
384	米国における溢水評価手法及び確率論的評価のわが国への適用について
385	米国における内部溢水評価手法の概略
386	溢水勉強会の調査結果について
387	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
388	日本における内部溢水事象の調査(Nucia,http://www.nucia.jp/等より)
389	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
390	日本における内部溢水事象調査(Nucia,http://www.nucia.jp/等より)
391	国際会議等海外出張報告書
392	FRENCH EXPERIENCE ON PROTECTION OF NUCLEAR POWER PLANTS AGAINST EXTERNAL FLOODING
393	溢水に対する各国の対応
394	溢水問題への取り組み状況 -米 国-
395	AP1000の内部溢水の概要(DCD Rev.15(2005)等の記載による)(章構成はDCDに対応:内部溢水関連箇所以外は省略)
396	ABWRの内部溢水について(DCDの記載による)
397	米国における溢水評価手法
398	米国における内部溢水評価手法の概略
399	NRC検査マニュアル(NRC Inspection Manual)Inspection Procedure(IP)付属文章71111.06
400	国内BWRプラントの溢水に対する設計変更について
401	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)BWR
402	別紙 10 海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)BWR
403	日本における内部溢水事象の調査(Nucia,http://www.nucia.jp/等より)
404	別紙 11 海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)案

405	添付資料3 内部溢水の評価手順及び代表プラントにおける評価例
406	内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
407	現地調査経路
408	泊SP現場調査写真
409	OIRRS調査報告書についての質問及び資料請求
410	OIRRS調査報告書についての質問及び資料請求
411	トピカルレポート制度について
412	発電用原子炉施設に係る規制制度の見直しについて(案)
413	発電炉チームの検討の進め方について
414	規制制度対応(法改正)に向けたスケジュール(案)
415	発電用原子炉施設に係る規制制度の見直しについて(案)
416	発電炉規制見直しの検討の方向性について(案)
417	発電炉検討T打合せ(2月3日10:00~12:10@846)概要
418	今後の検討の進め方
419	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
420	発電炉検討T打合せ(2月10日13:30~15:30@526)概要
421	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
422	発電炉検討T打合せ(2月16日10:00~12:20@526)概要
423	発電炉検討T打合せ(2月22日16:40~18:20@526)概要
424	発電炉検討T打合せ(2月23日10:05~12:10@613)概要
425	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
426	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(2月24日10:30~12:30@本館17階国際会議室)
427	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
428	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
429	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(3月3日10:00~12:20@433-1会議室)
430	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
431	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(3月9日10:00~12:10@433-1会議室)
432	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
433	発電炉規制見直しの検討における論点(案)

434	要求番号
435	内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事次第
436	1F—5想定外津波検討状況について
437	想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価(概要)
438	想定外津波の影響評価について
439	想定外津波検討状況について
440	内部溢水問題に關わる調査
441	(想定問答) 5月15日(火) 【大臣閣議後記者会見想定問答】
442	進歩状況管理表 No.8
443	内部溢水、外部溢水の検討に関する情報の公開について
444	東京新聞 前首相の現場介入批判
445	外部溢水勉強会検討結果について
446	第66回安全情報検討会議事録(案)
447	第66回安全情報検討会 議事次第
448	進歩状況管理表 No.8
449	「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録(案)
450	国会事故調からの発注
451	福島第一原子力発電所3号機のブルサーマル実施に係る技術的条件の確認について
452	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)【概要】
453	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機MOX燃料採用に伴う「高経年化対策について」に関する審査結果 について【概要】
454	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認について【概要】
455	燃料の組成変化による影響に係る確認
456	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)
457	添付:3号機と5号機の主要な施設の仕様、評価条件等の類似点、相違点に係る考察
458	福島第一原子力発電所ブルサーマル実施に関する福島県要望への対応について
459	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第25回)Aサブグループ会合
460	構造WG Aサブグループ第1回～第24回会合におけるコメントの整理
461	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等 について(案)
462	耐震安全性評価に関する条件等の整理表(福島第一原子力発電所5号機と3号機の比較)

463	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)(試験討案)
464	福島第一原子力発電所3号機 安全上重要な建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性評価
465	福島第一原子力発電所5, 3号機の耐震安全性評価の比較について
466	福島第一原子力発電所3号機 新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について
467	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第24回Aサブグループ会合 議事録(案)
468	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第26回)Aサブグループ会合
469	構造WG Aサブグループ第25回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
470	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等について(案)
471	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -建物・構築物-
472	仮設防潮堤(フィルターユニット)の安定性検討
473	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -機器・配管系-
474	福島第一原子力発電所3号機 新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について
475	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第25回Aサブグループ会合 議事録(案)
476	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第27回)Aサブグループ会合
477	構造WG Aサブグループ第1回～第25回会合におけるコメントの整理
478	構造WG Aサブグループ第25回、第26回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
479	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)(案)
480	(案) 耐震設計審査指針の改訂に伴う日本原子力発電株式会社 東海第二発電所耐震安全性に係る評価について (基準地盤動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)
481	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -建物・構築物-
482	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -機器・配管系-
483	福島第一原子力発電および福島第二原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書(改訂版)等の一部修正について
484	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第26回Aサブグループ会合 議事録案
485	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 構造WG(第53回)
486	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等について
487	(案) 耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について(主要な施設の耐震安全性評価)
488	福島第一原子力発電所3号機 安全上重要な建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性評価
489	福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子炉の冷温停止状態の維持に必要な緊急安全対策の実施状況の確認結果及び外部電源の信頼性確保の確認結果等について(東京電力株式会社福島第二原子力発電所)
490	福島第一原子力発電所5, 3号機の耐震安全性評価の比較について
491	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第52回)議事録(案)

492	耐震安全性評価に関する条件等の整理表(福島第一原子力発電所5号機と3号機の比較)
493	構造WG Aサブグループ第25回～第27回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
494	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第25回Aサブグループ会合 講事録
495	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第26回Aサブグループ会合 講事録
496	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第27回Aサブグループ会合 講事録
497	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第51回)講事録
498	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第53回)講事録

開示する行政文書の名称

1	事故調査連絡会議評議課等への対応状況
2	事業者による耐震補強工事の状況
3	(表紙)政評議課 久米政策企画委員、善明様
4	(表紙)政評議課 久米政策企画委員、善明様
5	福島第一・第二原子力発電所の津波評価について
6	津波評価に関する経緯(「869年貞観の地震」等)
7	(別紙1)太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査(太平洋津波調査)に係る津波高の検討について
8	(別紙2)「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改正に伴う耐震安全性評価に関する原子力事業者からの報告等について
9	(別紙3)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録
10	(別紙4)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録
11	(別紙5)耐震設計指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機 福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
12	(別紙6)1F3バックチェック(貞観の地震)
13	(別紙7)東北地方太平洋沿岸域における完新世津波堆積物
14	(別紙8)総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 構造WG(第51回)議事録
15	(別紙9)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について
16	(別紙10)平安の人々が見た巨大津波を再現する—西暦869年貞観津波—
17	(別紙11)宮城県石巻・仙台平野及び福島県猪戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション
18	(別紙12)文部科学省 日本海溝長期評価情報交換会
19	お世話になっております(資料送付のお願い)
20	お世話になります(資料用途の確認)
21	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
22	原子力発電所の耐震安全審査指針に係る経緯
23	【事故調査委員会】資料のご相談
24	<依頼した資料>
25	(政評室)お願いした資料
26	(資料1)これまでの原子力規制関連法制の主な見直し
27	(資料2)原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)

28	(資料3)東京電力株式会社の福島原子力発電所の原子炉の設置について
29	(資料4)東京電力株式会社福島第一発電所福島第二発電所津波の検討－土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に関する検討－
30	(資料5)平成14年土木学会の「津波評価技術」が作成された経緯
31	(資料7)耐震設計審査指針改訂に当たって原子力安全委員会から表明していただきたい事項
32	保安規定変更の背景、内容等
33	原子力発電所の耐震設計審査に係る沿革
34	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について
35	PART50-LICENSING OF PRODUCTION AND UTILIZATION FACILITIES
36	原子力委員会月報6号
37	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について
38	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について
39	平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会
40	指針策定前の原子力発電所の耐震安全性
41	国際放射線防護委員会Publication60(1990年勧告)の原子力安全委員会安全審査指針類への取り入れに係る検討結果について
42	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等」原子力施設の耐震安全性に関連する資料集
43	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価等の実施について
44	提出していただきたい資料
45	事故調 提出資料(貞観地震関連)について
46	【発注(至急)】【機2】事故調 資料提出依頼(6/15)
47	事故調・検証委員会事務局からの提出依頼資料
48	耐震設計審査指針の改訂の概要【資料②-1】
49	平成18年9月バックチェック要請文書【資料②-2-(1)】
50	平成18年10月に提出された実施計画【資料②-2-(2)a】
51	平成18年10月に提出された実施計画(見直し版)【資料②-2-(2)b】
52	バックチェック評価書【資料②-2-(3)] 福島第一(3, 5号機)、福島第二(4号機)、女川(1号機)、柏崎刈羽(1, 5, 6, 7号機)、東海第二
53	妥当性確認の結果に関する資料 事業者からの報告【②-2-(4)] 福島第一、福島第二、女川、柏崎刈羽1, 5, 6, 7号機、東海第二、浜岡3, 4, 5号機
54	「原子力発電所の津波評価技術(2002年)」(土木学会)関連資料 【資料②-3】 事業者による検討資料 福島第一、第二、女川、柏崎刈羽、東海第二、浜岡
55	第32回合同ワーキンググループ(2009年6月24日) 議事録 【③-1】
56	津波評価に関する経緯(869年貞観地震等) 【資料③-2】

57	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 議事録【資料④-1-(1)】
58	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 配付資料【資料④-1-(2)】
59	第33回合同ワーキンググループ(2009年7月13日) 議事要旨【資料④-1-(3)】
60	保安院の情報収集・活用体制について(地震・津波関係)
61	福島第一原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告(改訂2)
62	福島第一原子力発電所原子炉建屋の男性設計用地震動Sdによる確認結果(改訂2)
63	事故調査・検証委員会からの提依頼資料
64	RE:貞観地震津波
65	RE:ヒアリングのお願い
66	RE:: 1F3津波
67	RE:: お願い
68	FW:国際津波シンポジウムのご報告
69	RE:小高 確認しました。RE:国際津波シンポジウムのご報告
70	RE:津波シンポジウム ポスター抄録
71	Sediment distribution and inundation area by the AD 869 Jodan tsunami in Sendai Plain, Northeast Japan (poster session)
72	Re:津波堆積物調査結果ヒアの予定について
73	Re:問い合わせ:産総研セミナー(10/1)
74	【ご連絡】2010.10.27-29地震学会秋季大会 貞観津波関係について
75	推本事務局との意見交換について
76	RE:お願い
77	福島第一・第二原子力発電所の津波評価
78	福島第一・第二原子力発電所の津波評価
79	869年貞観地震の断層モデルー常磐海岸の津波堆積物分布と浸水計算に基づくー
80	貞観津波(AD869)の既往調査研究
81	福島第一3号機のバックチェックの中間評価に際し、小林耐震室長から原子力安全委員会事務局長長谷川副管理官に送付した資料
82	平成22年4月28位置資源エネルギー庁大臣レク資料及びその概要(福島第一3号機ブルサーマル関係資料)
83	資源エネルギー庁が大臣レク資料(福島第一3号機ブルサーマル関係資料)を作成した際の参考資料
84	Re:女川クロスチェック指示文書案
85	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書について

86	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
87	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書(Wordファイル)
88	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
89	【東北電力】女川クロスチェック(津波)打合せ日程について
90	女川クロスチェック(津波)に係わるデータ貸与依頼書(修正版)
91	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
92	Re:女川クロスチェックに係る解析データ貸与の依頼状
93	Re:女川発電所の津波評価に係る解析データに関する質問
94	女川津波クロスチェック中間報告の資料について(JNES)
95	女川発電所の津波に係るクロスチェック解析の中間報告資料
96	(女川発電所)土砂移動解析における陸上遡上域の取り扱いについて
97	土砂移動解析における陸上遡上域の取り扱いについて
98	(女川発電所)土砂移動解析について
99	女川発電所の津波に係るクロスチェック解析－土砂移動解析の計算条件
100	土砂移動解析における陸上遡上域の取り扱いについて
101	女川クロス延長指示書の作業期間延長理由書(案)について
102	延長指示書(案)
103	女川のクロスチェック報告書について
104	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)
105	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)
106	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(指示)要する解析データの貸与について
107	女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与について
108	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
109	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
110	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析 地震随伴事象(津波)に対する安全性評価に係る解析について
111	事業者の耐震バックチェック報告書の分析－女川発電所(1／9～7／9)
112	女川原子力発電所の耐震バックチェックにおける津波評価に係る解析データ等の貸与依頼
113	事業者の耐震バックチェック報告書の分析
114	女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の実施計画

115	<東海第二原発関係> ・耐震関係クロスチェックの当面の予定について
116	保安院と東京電力の柏崎刈羽原発連絡会資料
117	Re:柏崎津波推移(地震動評価用モデルによる)について
118	追加検討 地震動評価用断層モデルによる津波評価結果
119	取水路応答計算式について(柏崎7号機報告書抜粋)
120	水位変動の数値シミュレーションの計算条件
121	KK-6.7顧問会資料
122	柏崎刈羽原子力発電所(6・7号炉の増設) 津波の検討(細分化モデル)
123	柏崎刈羽原子力発電所(6・7号炉の増設) 津波の検討
124	津波関係のクロスチェック打合せの件(打合案内)
125	貸与データの扱いの件
126	浜岡原子力発電所第3、4号機耐震クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
127	浜岡クロスチェック 貸与依頼データリスト送ります
128	浜岡クロスチェック期間に関する打ち合わせの件(連絡)
129	【中部】津波ヒアリングについて
130	【中部電力】次回ヒアリングについて
131	【中部電力】ご依頼の資料について
132	3. 津波の数値シミュレーション 敷地における最大推移上昇量の分布
133	Re:【依頼】津波安全評価ヒアリング
134	浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
135	浜岡発電所第3、4号機 耐震クロスチェック解析のデータ貸与依頼項目及び質問事項
136	Fw:浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
137	浜岡クロスチェック 津波に関するデータ受領の件
138	【中部電力】次回ヒアリングのお願いについて
139	中部電力ヒア(10/5)
140	東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
141	東海・東南海・南海地震の発生特性による広域津波の変化
142	東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
143	9 時間差をもって地震が発生した場合の津波の検討

144	【中部】合同WG資料の送付について
145	Re:【資料送付】合同WG次第案について
146	【資料送付】超巨大津波に関する文献について
147	東海から琉球地域までを震源とする超巨大地震の可能性
148	中部BCヒアの予定
149	Re:【資料送付】超巨大津波に関する文献について
150	東海から琉球にかけての超巨大地震の可能性
151	中部BCヒアリングの予定
152	【資料送付】浜岡の津波に対する総合的な対策について
153	浜岡津波クロス 追加検討結果の報告
154	浜岡3, 4号機のクロスチェック解析・津波 NISAへの回答
155	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
156	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
157	【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
158	連絡事項
159	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
160	【資料送付】基礎方程式に関する参考文献ほかについて
161	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
162	【資料送付】取水槽付近のレベル、佐竹ほか(2007)について
163	Re:確認事項
164	【ご連絡】浜岡3, 4号取水槽容量ほかについて
165	【ご連絡】高橋先生へのコメント対応について
166	取水槽応答手計算についてのデータ送付
167	合同WGの資料及び津波時の取水路応答の簡易計算について
168	【中部】次回ヒアリングについて
169	【浜岡津波クロス】気仙沼湾ベンチマーク解析について
170	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
171	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
172	Re:砂移動クロスチェック 3者打ち合わせの候補日

173	Re:浜岡ベンチマーク解析について
174	RE:浜岡クロス報告の件
175	RE:Morion式の文献の送付について
176	JNESの採用している波圧評価式
177	RE:津波波力に対する取水塔の安全性(追加資料)の送付について
178	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
179	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
180	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
181	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータの貸与期間延長の依頼
182	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
183	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いる貸与データの詳細
184	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について
185	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第2回)
186	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第3回)
187	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第4回)
188	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第5回)
189	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第6回)
190	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第7回)
191	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第8回)
192	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
193	耐震バックチェック関係 審議会スケジュール
194	出張報告書
195	耐震室の主な業務の分担
196	出勤簿
197	小林耐震室長の手帳の写し
198	名倉審査官の手帳の写し又はスケジュールソフトの出力
199	JNESによるクロスチェックの当面の予定
200	文科省地震・防災研究家(地震調査研究推進本部事務局)との第1回会合(小林メモ)
201	推本情報交換 名倉 手帳のメモ

202	「耐震安全審査に係る共通課題の検討WG」の設置のための準備会合の開催について(地震・津波、地質・地盤関係)
203	耐震関係共通課題一覧(電力、JNESの取り組み)
204	【第32回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、リンク依頼、傍聴登録、旅費手続きに係るメール】
205	評価書WG案
206	(案)耐震設計審査指針の改定に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
207	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
208	Re:評価書WG案
209	(案)耐震設計審査指針の改定に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
210	(案)耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について
211	合同WG資料が送付されました(1F2F)
212	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い
213	【ご確認依頼(〆切:7月10日)第32回合同WG議事録(案)について
214	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
215	【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事録について
216	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
217	【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
218	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)ワーキンググループ会合議事概要
219	RE:【ご確認依頼(〆切:7月10日)第32回合同WG議事録(案)について
220	Re:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
221	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)ワーキンググループ会合議事概要
222	RE:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
223	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い
224	RE:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について
225	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第32回)議事録(案)
226	【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い
227	【第33回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、資料準備、事前説明に係るメール】
228	【保安院】福島評価書案
229	4)基準地震同Ssの策定
230	Re:【保安院】福島評価書案

231	RE:【保安院】福島評価書案
232	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
233	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
234	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い
235	FW: Fw:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について
236	【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
237	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
238	【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
239	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)議事録(案)
240	RE:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事録について
241	RE:【ご確認依頼(〆切:7月31日)】第33回議事録(案)について
242	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い
243	33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
244	A-B側線深部反射法断面及び地質解析断面図
245	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)ワーキンググループ会合議事概要
246	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
247	Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
248	RE:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問
249	【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い
250	合同WG第32回会合(平成21年6月24日)の岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して、東京電力、各委員等とやりとりしたメール等
251	合同WG第33回(平成21年7月13日)の審議状況と踏まえた評価書の修正に関して岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して委員等とやりとりしたメール等
252	1. 平成23年8月24日の保安院記者会見における津波関係の想定問答作成に供された全ての資料
253	耐震連絡会
254	耐震バックチェック報告書の審議状況他
255	福島第一原子力発電所6号機FCS及び双葉断層現地視察時資料一式
256	出張手続きに係る資料(名倉審査官)
257	出勤簿の写し(名倉審査官)
258	出張復命書(玉木審査係)
259	経済産業省人事異動通知辞令

260	出張手続きに係る資料(小林勝)
261	「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査(太平洋津波調査)」に係る津波高の検討について
262	「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」について
263	太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査津波数値解析結果
264	福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波に対する安全性について(太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査)
265	2011年3月7日の東電からの報告についての事実関係如何【応答要領】
266	津波評価の一覧表
267	資料提出書
268	文科省地震・防災研究家(地震調査研究推進本部事務局)との情報交換を目的とした会合の開催について、耐震安全審査室より依頼したメール。
269	第1回会合の開催に当たり、耐震安全室長が作成した、同室のスタンスについてのペーパー
270	2月22日の意見交換の後、東京電力との打ち合わせの日程調整を行ったメール
271	北海道南西沖地震津波を踏まえ、津波に対する安全性評価を実施するよう指示した文書
272	H14年当時の対応
273	津波バックチェック
274	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波の検討—土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に係わる検討一
275	耐震バックチェックの進捗状況
276	モニタリングポストの位置
277	耐震・耐津波関係の資料
278	【連絡】5日13時～@衆第二別館【国会事故調】質問・資料お願いのご連絡(意見聴取会関係)
279	【全日程セット】【国会事故調】【WG1】ヒアリング日程のご連絡
280	福島第一・福島第二原子力発電所における平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の地震観測記録の分析について
281	耐震設計審査指針適用以前の原子力発電所に係る耐震安全性のチェック(バックチェック)結果の報告について
282	原子力発電所の耐震安全性について
283	【提出(耐震室)】【国会事故調】資料提出依頼
284	H23. 3. 2に文科省との意見交換会を実施した経緯
285	院長事故調レク資料
286	原子力発電所の溢水防護評価マニュアル(案)
287	付属書 溢水影響評価における代替評価手法について
288	国会事故調からの発注

289	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に係る安全性について（安全審査書）
290	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に係る安全性について
291	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)に関する内閣総理大臣の同意について
292	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)について(答申)
293	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び7号原子炉施設の変更)について(答申)
294	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び8号原子炉施設の変更)について
295	福島第一発電所3号機における技術的3条件の確認作業完了の報告について
296	福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価結果について(主要な施設の耐震安全性評価)
297	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
298	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
299	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機の係るプルサーマル計画の概要
300	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料集合体の健全性の確認のための立ち入り検査の実施結果について
301	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機MOX燃料採用に伴う「高経年対策について」に関する審査結果について
302	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機 MOX燃料採用に伴う高経年化技術評価への影響評価に関する技術的妥当性の確認結果
303	福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価結果について(主要な施設の耐震安全性評価)
304	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機 MOX燃料採用に伴う高経年化対策等に関する審査結果について
305	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認結果について
306	福島県からの事務連絡
307	福島県技術連絡会対応について
308	東京電力株式会社「福島第一発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書」の受領について
309	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価および検査結果の報告について
310	福島第一原子力発電所3号機において 長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書
311	【お知らせ】福島第一3号機用MOX燃料の健全性・安全性確認の実施について
312	福島第一3号機用MOX燃料の健全性・安全性確認の実施について
313	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第1回)議事録
314	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第2回)議事録
315	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第3回)議事録
316	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第1回)議事次第
317	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査の検討方針(案)

318	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価・検査報告書
319	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第2回) 議事次第
320	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取時コメント回答(その1)
321	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認項目及び判断基準並びに各項目に対する東京電力(株)による評価結果の整理について
322	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取会(第3回)
323	長期保管したMOX新燃料の健全性に係る意見聴取時コメント回答(その1)改訂版
324	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る評価結果について(案)
325	東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機の係るプルサーマル計画の概要
326	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料集合体の健全性の確認のための立入検査の実施結果について
327	要求番号
328	外部溢水、内部溢水の対応状況、-勉強会の立上げについて-
329	内部溢水、外部溢水勉強会 第一回
330	内部溢水、外部溢水勉強会第2回議事メモ
331	想定外津波ロードマップ(各電力)
332	外部溢水検討対象サイト
333	想定外津波に対する機器影響評価の計画について(案)
334	内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事次第
335	1F-5想定外津波検討状況について
336	航空写真
337	想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価(概要)
338	想定外津波の影響評価について
339	想定外津波検討状況について
340	内部溢水問題に関する調査
341	確率論的津波ハザード解析による試計算について
342	内部溢水、外部溢水の対応状況、-勉強会について-
343	内部溢水問題に関する調査(BWR例で説明)
344	内部溢水問題に関する調査(PWR例で説明)
345	内部溢水問題に関する評価手法の概要
346	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)

347	日本における内部溢水事象の調査(Nucia,http://www.nucia.jp/等より)
348	想定外津波に対する女川2号機の機器影響評価について
349	内部溢水問題で取り扱う事象範囲
350	内部溢水、外部溢水勉強会第5回議事次第
351	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
352	8. 評価結果のまとめ
353	内部溢水問題に関する評価手法の概要(BWR)
354	内部溢水問題に関する評価手法の概要(PWR)
355	溢水に対する各国の対応
356	米国における溢水問題への取組み状況
357	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
358	内部溢水検討方法とその特徴
359	日本の原子力発電所の分類
360	内部溢水検討の今後の展開工程
361	添付図 内部溢水検討の展開工程(案)
362	指針4. 環境条件に対する設計上の考慮
363	福島第二原子力発電所 海水熱交換器建屋(Hx/B)写真
364	柏崎刈羽原子力発電所 海水熱交換器建屋(Hx/B)写真
365	平成19年1月11日(木) 10:00~ 内部溢水勉強会 JNES 9E会議室
366	日本のBWR,PWRの内部溢水問題に関する調査
367	【ステップⅡ】
368	内部溢水対策について
369	女川原子力発電所第2号機
370	BWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
371	PWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
372	溢水問題への取組状況 一米 国一
373	溢水に対する各国の対応
374	米国NRC 標準審査指針(SRP) : NUREG-0800
375	NRCの標準審査指針 3.4.1節「溢水防護」の各改訂版の内容(仮訳)

376	溢水勉強会議事次第
377	内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
378	表－1 内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
379	添付資料3 内部溢水の評価手順及び代表プラントにおける評価例
380	平成17年度 BWRの内部溢水問題に関する調査
381	評価の仮定
382	内部溢水勉強会 議事次第
383	内部溢水勉強会 議事録(案)
384	米国における溢水評価手法及び確率論的評価のわが国への適用について
385	米国における内部溢水評価手法の概略
386	溢水勉強会の調査結果について
387	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
388	日本における内部溢水事象の調査(Nucia, http://www.nucia.jp/ 等より)
389	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)
390	日本における内部溢水事象調査(Nucia, http://www.nucia.jp/ 等より)
391	国際会議等海外出張報告書
392	FRENCH EXPERIENCE ON PROTECTION OF NUCLEAR POWER PLANTS AGAINST EXTERNAL FLOODING
393	溢水に対する各國の対応
394	溢水問題への取り組み状況 -米 国-
395	AP1000の内部溢水の概要(DCD Rev.15(2005)等の記載による)(章構成はDCDに対応:内部溢水関連箇所以外は省略)
396	ABWRの内部溢水について(DCDの記載による)
397	米国における溢水評価手法
398	米国における内部溢水評価手法の概略
399	NRC検査マニュアル(NRC Inspection Manual)Inspection Procedure(IP)付属文章71111.06
400	国内BWRプラントの溢水に対する設計変遷について
401	海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)BWR
402	別紙 10 海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)BWR
403	日本における内部溢水事象の調査(Nucia, http://www.nucia.jp/ 等より)
404	別紙 11 海外の内部溢水事象等の調査(INES,IRS,ASN等より)案

405	添付資料3 内部溢水の評価手順及び代表プラントにおける評価例
406	内部溢水問題 米国基準と平成18年度実施の評価手法の比較
407	現地調査経路
408	泊SP現場調査写真
409	OIRRS調査報告書についての質問及び資料請求
410	OIRRS調査報告書についての質問及び資料請求
411	トピカルレポート制度について
412	発電用原子炉施設に係る規制制度の見直しについて(案)
413	発電炉チームの検討の進め方について
414	規制制度対応(法改正)に向けたスケジュール(案)
415	発電用原子炉施設に係る規制制度の見直しについて(案)
416	発電炉規制見直しの検討の方向性について(案)
417	発電炉検討T打合せ(2月3日10:00~12:10@846)概要
418	今後の検討の進め方
419	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
420	発電炉検討T打合せ(2月10日13:30~15:30@526)概要
421	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
422	発電炉検討T打合せ(2月16日10:00~12:20@526)概要
423	発電炉検討T打合せ(2月22日16:40~18:20@526)概要
424	発電炉検討T打合せ(2月23日10:05~12:10@513)概要
425	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
426	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(2月24日10:30~12:30@本館17階国際会議室)
427	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
428	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
429	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(3月3日10:00~12:20@433-1会議室)
430	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
431	保安院と電気事業者の意見交換会議概要(3月9日10:00~12:10@433-1会議室)
432	発電炉規制見直しの検討における論点(案)
433	発電炉規制見直しの検討における論点(案)

434	要求番号
435	内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事次第
436	1F—5想定外津波検討状況について
437	想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価(概要)
438	想定外津波の影響評価について
439	想定外津波検討状況について
440	内部溢水問題に関する調査
441	(想定問答) 5月15日(火) 【大臣閣議後記者会見想定問答】
442	進歩状況管理表 No.8
443	内部溢水、外部溢水の検討に関する情報の公開について
444	東京新聞 前首相の現場介入批判
445	外部溢水勉強会検討結果について
446	第66回安全情報検討会議事録(案)
447	第66回安全情報検討会 議事次第
448	進歩状況管理表 No.8
449	「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録(案)
450	国会事故調からの発注
451	福島第一原子力発電所3号機のブルサーマル実施に係る技術的条件の確認について
452	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)【概要】
453	東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機MOX燃料採用に伴う「高経年化対策について」に関する審査結果 について【概要】
454	福島第一原子力発電所3号機において長期保管したMOX新燃料の健全性に係る確認について【概要】
455	燃料の組成変化による影響に係る確認
456	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)
457	添付:3号機と5号機の主要な施設の仕様、評価条件等の類似点、相違点に係る考察
458	福島第一原子力発電所ブルサーマル実施に関する福島県要望への対応について
459	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第25回)Aサブグループ会合
460	構造WG Aサブグループ第1回～第24回会合におけるコメントの整理
461	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等 について(案)
462	耐震安全性評価に関する条件等の整理表(福島第一原子力発電所5号機と3号機の比較)

463	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)(試験討案)
464	福島第一原子力発電所3号機 安全上重要な建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性評価
465	福島第一原子力発電所5, 3号機の耐震安全性評価の比較について
466	福島第一原子力発電所3号機 新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について
467	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第24回Aサブグループ会合 議事録(案)
468	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第26回)Aサブグループ会合
469	構造WG Aサブグループ第25回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
470	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等について(案)
471	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -建物・構築物-
472	仮設防潮堤(フィルターユニット)の安定性検討
473	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -機器・配管系-
474	福島第一原子力発電所3号機 新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について
475	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第25回Aサブグループ会合 議事録(案)
476	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第27回)Aサブグループ会合
477	構造WG Aサブグループ第1回～第25回会合におけるコメントの整理
478	構造WG Aサブグループ第25回、第26回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
479	耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について (主要な施設の耐震安全性評価)(案)
480	(案) 耐震設計審査指針の改訂に伴う日本原子力発電株式会社 東海第二発電所耐震安全性に係る評価について (基準地盤動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)
481	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -建物・構築物-
482	福島第一原子力発電所3号機 新耐震指針に照らした耐震安全性評価(中間報告)に関する補足説明資料(コメント回答資料) -機器・配管系-
483	福島第一原子力発電および福島第二原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書(改訂版)等の一部修正について
484	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第26回Aサブグループ会合 議事録案
485	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 構造WG(第53回)
486	福島第一原子力発電所3号機 主要な施設の耐震安全性に係る審議に当たっての基本的な考え方及び審議方針等について
487	(案) 耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について(主要な施設の耐震安全性評価)
488	福島第一原子力発電所3号機 安全上重要な建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性評価
489	福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子炉の冷温停止状態の維持に必要な緊急安全対策の実施状況の確認結果及び外部電源の信頼性確保の確認結果等について(東京電力株式会社福島第二原子力発電所)
490	福島第一原子力発電所5, 3号機の耐震安全性評価の比較について
491	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第52回)議事録(案)

492	耐震安全性評価に関する条件等の整理表(福島第一原子力発電所5号機と3号機の比較)
493	構造WG Aサブグループ第25回～第27回会合におけるコメントの整理 - 福島第一原子力発電所3号機 -
494	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第25回Aサブグループ会合 議事録
495	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第26回Aサブグループ会合 議事録
496	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG第27回Aサブグループ会合 議事録
497	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第51回)議事録
498	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会構造WG(第53回)議事録

不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
18. (別紙12) 文部科学省 日本海溝長期評価情報交換会	公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
28. 東京電力株式会社の福島原子力発電所の原予炉の設置について	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
64. RE: 貞観地震津波	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

65. RE: ヒアリングのお願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
66. RE: : 1F3津波	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
67. RE: : お願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不</p>

	<p>開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
68. FW:国際津波シンポジウムのご報告	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
69. RE:小高 確認しました。RE:国際津波シンポジウムのご報告	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の</p>

	<p>権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
69. RE:小高 確認しました。RE:国際津波シンポジウムのご報告	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
70. RE:津波シンポジウム ポスター抄録	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する</p>

	<p>る情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
72. Re : 津波堆積物調査結果ヒアの予定について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
73. Re : 問い合わせ：産総研セミナー（10／1）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

	<p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
7 4. 【ご連絡】20101027-29 地震学会秋季大会 貞観津波関係について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
7 5. 推本事務局との意見交換について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該

	当するため、不開示とした。
76. RE: お願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
77. 福島第一・第二原子力発電所の津波評価	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の顔写真については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。
78. 福島第一・第二原子力発電所の津波評価	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の顔写真については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、個人の氏名</p>

	及び役職については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
8 4. Re:女川クロスチェック指示文書案	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
8 5. 女川クロスチェック（津波）に係わるデータ貸与依頼書について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
8 7. 女川クロスチェック（津波）に係わるデータ貸与依頼書（Word ファイル）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
8 9. 【東北電力】女川クロスチェック（津波）打合せ日程について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメ

	メールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
90. 女川クロスチェック（津波）に係わるデータ貸与依頼書（修正版）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
92. Re:女川クロスチェックに係る解析データ貸与の依頼状	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
93. Re:女川発電所の津波評価に係る解析データに関する質問	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

	<p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
9 4. 女川津波クロスチェック中間報告の資料について (JNES)	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
9 5. 女川発電所の津波に係るクロスチェック解析の中間報告資料	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第 5 条第 4 号に該当するため不開示とした。</p>
9 6. (女川発電所) 土砂移動解析における陸上遡上域の取り扱いについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
9 8. (女川発電所) 土砂移動解析について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1</p>

	号に該当するため、不開示とした。
	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
101. 女川クロス延長指示書の作業期間延長理由書（案）について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
103. 女川のクロスチェック報告書について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
113. 事業者の耐震バックチェック報告書の分析	左記の行政文書中、一部に記載された、防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
114. 女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の実施計画	左記の行政文書中、一部に記載された、防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
117. Re:柏崎津波推移（地震動評価用モデルによる）について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び

	<p>個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
119. 取水路応答計算式について（柏崎7号機報告書抜粋）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p>
121. KK-6, 7顧問会資料	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>

	左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。
124. 津波関係のクロスチェック打合せの件 (打合案内)	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。
125. 貸与データの扱いの件	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。
127. 浜岡クロスチェック 貸与依頼データリスト送ります	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該

	当するため、不開示とした。
128. 浜岡クロスチェック期間に関する打ち合わせの件（連絡）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
129. 【中部】津波ヒアリングについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
130. 【中部電力】次回ヒアリングについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の</p>

	<p>権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
131. 【中部電力】ご依頼の資料について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
133. Re:【依頼】津波安全評価ヒアリング	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話</p>

	<p>番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
134. 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
136. Fw:浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
137. 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ受領の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p>

	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
138. 【中部電力】次回ヒアリングのお願いについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
139. 中部電力ヒア（10／5）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不</p>

	<p>開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
140. 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
142. 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
144. 【中部】合同WG資料の送付について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすること</p>

	<p>とにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
145. Re:【資料送付】合同WG次第案について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
146. 【資料送付】超巨大津波に関する文献について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

149. Re:【資料送付】超巨大津波に関する文献について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
152. 【資料送付】浜岡の津波に対する総合的な対策について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、建屋の名称又は配置に係る情報については、公にすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開</p>

	<p>示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
153. 浜岡津波クロス 追加検討結果の報告	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
155. Re:【保安院】浜岡 BC 津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
156. Re:【保安院】浜岡 BC 津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>

	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
157. 【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
158. 連絡事項	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
159. Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機

	<p>関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
160. 【資料送付】基礎方程式に関する参考文献ほかについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
161. Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

	<p>号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
162. 【資料送付】取水槽付近のレベル、佐竹ほか（2007）について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、建屋の名称又は配置に係る情報については、公にすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
163. Re:確認事項	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する

	<p>情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
164. 【ご連絡】浜岡3, 4号取水槽容量ほかについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
165. 【ご連絡】高橋先生へのコメント対応につ	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び

いて	<p>独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
166. 取水槽応答手計算についてのデータ送付	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
168. 【中部】次回ヒアリングについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

	ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
169. 【浜岡津波クロス】気仙沼湾ベンチマーク解析について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
170. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
172. Re:砂移動クロスチェック 3者打ち合わせの候補日	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の</p>

	<p>権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
173. Re:浜岡ベンチマーク解析について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
174. RE:浜岡クロス報告の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
175. RE:Morion式の文献の送付について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメ</p>

	<p>メールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
176. JNESの採用している波圧評価式	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
177. RE:津波波力に対する取水塔の安全性（追加資料）の送付について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

178. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
184. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
185. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第2回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
186. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第3回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
187. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第4回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
188. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第5回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法

	人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
189. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第6回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
190. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第7回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
191. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第8回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
192. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について	左記の行政文書中、一部に記載された、建屋の名称又は配置に係る情報については、公にすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
194. 出張報告書	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属の所在地については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の職

	務の級及び出張経路に係る部分については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報では無いため、同号ただし書にも該当しないため、不開示とした。
196. 出勤簿	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の休暇に関する情報については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
197. 小林耐震室長の手帳の写し	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の私的な用事に関する情報については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
198. 名倉審査官の手帳の写し又はスケジュールソフトの出力	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の私的な用事及び休暇に関する情報については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
204. 【第32回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、リンク依頼、傍聴登録、旅費手続きに係るメール】	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
205. 評価書WG案	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
208. Re:評価書WG案	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに役職に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該</p>

	当するため、不開示とした。
211. 合同WG資料が送付されました（1F2F）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
212. 【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
213. 【ご確認依頼（〆切：7月10日）第32回合同WG議事録（案）について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
215. 【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事録について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

	ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
217. 【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
219. RE:【ご確認依頼（〆切：7月10日】第32回合同WG議事録（案）について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに役職に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
220. Re:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
222. RE:【ご確認お願いします】6月24日合同WG議事概要について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で

	各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
223. 【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
224. RE:【ご確認お願いします】6月24日合 同WG議事概要について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
226. 【お願い】第32回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
227. 【第33回地震・津波、地質・地盤合同WGの日程調整、開催案内、出欠確認、開催通知手続き、資料準備、事前説明に係るメール】	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不

	<p>開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
228. 【保安院】福島評価書案	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
230. Re:【保安院】福島評価書案	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>

231. RE:【保安院】福島評価書案	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
232. 【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
234. 【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ配布資料のHP掲載のお願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
235. FW:Fw:【ご確認をお願いします】7月13日合同WG議事概要について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の</p>

	<p>権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
238. 【ご確認依頼（〆切：7月31日）】第3回議事録（案）について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
240. RE:【ご確認をお願いします】7月13日 合同WG議事録について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
241. RE:【ご確認依頼（〆切：7月31日）】第33回議事録（案）について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号については、法人に関する情報であって、公に</p>

	<p>することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
242. 【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事概要のHP掲載のお願い	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
243. 33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
246. Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメ</p>

	メールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
247. Re:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
248. RE:33回合同WGにおける女川資料へのコメントについてのご質問	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
249. 【お願い】第33回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ議事録のHP掲載のお願い	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。

250. 合同WG第32回会合（平成21年6月24日）の岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して、東京電力、各委員等とやりとりしたメール等	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
251. 合同WG第33回（平成21年7月13日）の審議状況と踏まえた評価書の修正に関して岡村委員コメントに対する東京電力回答資料に関して委員等とやりとりしたメール等	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
252. 1. 平成23年8月24日の保安院記者会見における津波関係の想定問答作成に供された全ての資料	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の電話番号については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該

	個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報では無いため、同号ただし書ハに該当せず、また同号ただし書イ及びロにも該当しないため、不開示とした。
253. 耐震連絡会	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、調査に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、国の争訟に関する対応方針が含まれる情報については、公にすることにより争訟において国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。</p>
256. 出張手続きに係る資料（名倉審査官）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の職務の級及び通勤経路に係る部分については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
257. 出勤簿の写し（名倉審査官）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の休暇に関する情報については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、公にすること

	により、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
258. 出張復命書（玉木審査係）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の顔写真については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。
260. 出張手続きに係る資料（小林勝）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属並びに役職については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の職務の住所及び級並びに通勤経路に係る部分については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。
266. 津波評価の一覧表	左記の行政文書中、一部に記載された情報は、東京電力福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会の行ったヒアリングの対象者やその内容が推知される情報であり、情報を非公開にすること前提でヒアリング対象者から提供された情報である。したがって、当該ヒアリングの対象者の意に反し、これを公にした場合、ヒアリング対象者等の本件事故の関係者はもとより、国民一般との関係においても、外部への非公表等を前提とする国の調査手法に対する信頼が失われ、今後の調査事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ

	<p>る。また、当該情報は、当該委員会内部における検討又は協議に関する情報でもあるところ、これを公にした場合、ヒアリング対象者がその居住地域、学校及び職場等における嫌がらせや報道関係者等による過度な取材を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。よって、法第5条第5号及び同条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
268. 文科省地震・防災研究家（地震調査研究推進本部事務局）との情報交換を目的とした会合の開催について、耐震安全審査室より依頼したメール。	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
270. 2月22日の意見交換の後、東京電力との打ち合わせの日程調整を行ったメール	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
271. 北海道南西沖地震津波を踏まえ、津波に対する安全性評価を実施するよう指示した文書	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>

	号に該当するため、不開示とした。
272. H14年当時の対応	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p>
273. 津波バックチェック	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p>
277. 耐震・耐津波関係の資料	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の電話番号については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報では無いため、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、国の争訟に</p>

	関する方針が含まれる情報については、公にすることにより、争訟において国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
278. 【連絡】5日13時～@衆第二別館【国会事故調】質問・資料お願いのご連絡（意見聴取会関係）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
281. 耐震設計審査指針適用以前の原子力発電所に係る耐震安全性のチェック（バックチェック）結果の報告について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
283. 【提出（耐震室）】【国会事故調】資料提出依頼	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話</p>

	<p>番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
284. H23.3.2に文科省との意見交換会を実施した経緯	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。</p>
309. 福島第一原子力発電所 3 号機において長期保管した MOX 新燃料の健全性に係る評価および検査結果の報告について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
329. 内部溢水、外部溢水勉強会 第一回	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p>
330. 内部溢水、外部溢水勉強会第 2 回議事メモ	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p>
335. 1F-5 想定外津波検討状況について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子</p>

	力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
337. 想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価（概要）	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
338. 想定外津波の影響評価について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
339. 想定外津波検討状況について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
348. 想定外津波に対する女川2号機の機器影響評価について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
363. 福島第二原子力発電所 海水熱交換器建屋（Hx/B）写真	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子

	力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
364. 柏崎刈羽原子力発電所 海水熱交換器建屋 (Hx/B) 写真	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
365. 平成19年1月11日(木) 10:00~ 内部溢水勉強会 JNES 9E会議室	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
369. 女川原子力発電所第2号機	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
383. 内部溢水勉強会 議事録(案)	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
391. 國際會議等海外出張報告書	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

407. 現地調査経路	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
436. 1F-5 想定外津波検討状況について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
437. 想定外津波に対する浜岡原子力発電所の機器影響評価（概要）	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
438. 想定外津波の影響評価について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
439. 想定外津波検討状況について	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。

449. 「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録（案）	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。
450. 国会事故調からの発注	左記の行政文書中、行政機関の内線番号については、公にすることにより、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。
480. (案) 耐震設計審査指針の改訂に伴う日本原子力発電株式会社 東海第二発電所耐震安全性に係る評価について（基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価）	左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

*下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A 3 又は A 4 判文書				
閲覧 (①) 4,779 枚 (うち両面)	①閲覧	100枚までにつき100円	4,800 円	4,500 円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	80,600 円	80,300 円
3281 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付 (カラー部分のみ右配料金で計算。)	用紙1枚につき20円	95,650 円	95,350 円
1505 枚 *複写 (②～⑥) 8060 枚 (CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	④スキャナにより電子化し CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	80,700 円	80,400 円
	⑤スキャナにより電子化し DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	80,720 円	80,420 円

(注1) 開示実施手数料は基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料（見込額）（※該当する□にレ点が記載しております。）

郵送する媒体	郵送方法		料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物	<input type="checkbox"/> 定型外 <input checked="" type="checkbox"/> 一般小包	5040円
CD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円